

○道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会設置要綱

令和3年10月1日

要綱第73号

(目的)

第1条 この要綱は、道の駅いながわ機能拡大プロジェクトにおいて行われた業務の調査及び実態把握を通じて行政に対する住民の信頼を得ることを目的に町が設置する、道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、道の駅いながわ機能拡大プロジェクトに関する次に掲げる事項について調査及び検証を行う。

- (1) 事業用地取得価格
- (2) 事業用地取得時期
- (3) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 有識者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する調査が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務補助者)

第5条 委員会は、第2条に規定する調査のため必要があると認めるときは、事務補助者を置くことができる。

2 事務補助者は、弁護士資格を有する者のうちから各委員が選任する。

3 事務補助者は、当該調査が終了したときは、任用が解かれるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は非公開とする。

3 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し出席並びに資料の提出又は説明及び報告を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を書面その他の方法により町長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び事務補助者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償等)

第9条 委員及び事務補助者が会議に出席し、調査を行い、又はその他委員会の所掌事務遂行のために必要な事務に従事したときは、委員に対し、予算の範囲内において委任契約に基づく報償金を支出するほか、要した実費費用を弁償する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。